会 議 録

会議の名称	令和4年度西東京市個人情報保護審議会(第2回)
開催日時	令和4年6月27日(月)午後2時から午後3時25分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎庁議室
出席者	(出席委員) 横道会長、大川委員、河野委員、茶谷委員、濱野委員 (事務局) 総務部長、総務部総務課法規文書担当課長、総務課法規文書係長、法規 文書係主査、法規文書係主事 (欠席) 岡本委員
議題	議題1 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について
会議資料	資料1 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について (諮問)
記録方法	□全文記録 ■発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
会議内容	

○会 長 ただいまから、令和4年度第2回個人情報保護審議会を開催する。「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について」を議題とする。事務局からの説明を求める。

【事務局から説明】

- ○会 長 事務局からの説明に対し、質問等はあるか。
- ○委 員 死者の個人情報の運用について、最高裁判例を把握しているか。当該判例を 念頭に運用することが望ましい。
- ○事務局 把握している。西東京市では、現在もその判例に基づいて死者の個人情報の 運用を実施しており、国から示された運用方法も同様であるため、今後も判例 及び国から示された運用方法に則り、適切に実施したい。
- ○委 員 審議会の所掌事項が抽象的に整理はされていると思うが、より具体的に説明 してほしい。
- ○事務局 条例等の改正時に審議していただくほか、条例の細かな運用等についても、 審議会で協議していただきたいと考えている。
- ○会 長 審議会の所掌事項の質問が出たため、資料の説明を求める。

【事務局から説明】

○委 員 個人情報取扱事務登録簿は、事業で使用する本人の数が 1,000 人未満の場合 に備え付けることとなっているが、民間企業にも求めるのか。また、法で許容

されている制定可能な範囲で規定するのか。

- ○事務局 民間企業には求めず、市の機関に適用されることとなる。法第75条第5項 を根拠として、個人情報取扱事務登録簿の作成を規定する。
- ○委 員 1,000 人未満を対象とする旨 (1名であっても対象となる) を条例上に規定することが可能か否か、個人情報保護委員会に確認するように。
- ○事務局 承知しました。
- ○委 員 現行条例と新保護法に基づく新条例は、根拠が異なる別制度の条例であると 説明されたが、より詳細に説明を求める。
- ○事務局 現在の個人情報保護制度は、各地方公共団体がそれぞれの条例を制定し、各地方公共団体ごとに運用しているが、今般の個人情報保護法の改正により、国、地方公共団体、民間部門等の規定が法に統一化されることとなった。

したがって、「条例を根拠とした個人情報保護制度」と「法を根拠とした個人情報保護制度」では、制度的な根拠が異なるため、そのように説明をさせていただいたところである。

- ○委員 参考として配布している個人情報保護法施行条例(案)第1条の「西東京市 (以下「市」という。)における」の位置が適切ではないと思われる。「~施行 に関し適切な~」の前に配置すべきではないか。
- ○事務局 承知しました。
- 〇会 長 行政機関等匿名加工情報制度について、東京都下 26 市中 22 市で実施予定はないとのことだが、残り 4 市はどうするのか。
- ○事務局 福生市、青梅市、あきる野市等であるが、実施するか否かは確認できていない。
- 〇会 長 行政機関等匿名加工情報制度は、「定期的に提案募集」をすると説明があったが、詳細な説明を求める。
- ○事務局 行政機関等匿名加工情報を作成する場合は、民間事業者等からの事業の提案 募集を経て、自治体内で審議し、適切と認められれば行政機関等匿名加工情報 として作成することになる。個人情報保護委員会からは、提案募集をする際に 「定期的」に実施する旨が示されている。
- ○会 長 提案募集をした場合に、提案内容が不適切であれば、自治体内部の審査を経 て断ることも可能なのか。
- ○事務局 可能である。
- ○会 長 手数料の額は無料とし、実費請求を求めるとは、どういうことか。
- ○事務局 実費請求は、現状の運用と同様、主にコピー代金、郵送代金等を開示請求者 の負担で支払っていただくことを想定している。手数料は法律の規定により条 例に規定しなければならないため、実費請求する地方公共団体は手数料を無料 とする旨を規定する必要がある。
- ○委 員 手数料を定めている他の事務はあるのか。
- ○事務局 手数料で運用している事務もある。
- ○委員 非常に多くの開示請求がされて職員が忙殺されてしまう可能性もあるかと 思うが、他の自治体でも、コピー代金は1枚10円程度なのか。
- ○事務局 近隣市でも、概ね手数料を無料とし、実費請求するところが多い。他の自治 体でも、コピー代金は1枚10円で運用しているところが多い。
- 〇会 長 原則の開示請求期限は、法律上30日とされているが、現行の14日で運用できるのか。
- ○事務局 制度の後退を招かないためにも、14日で運用することを想定している。
- ○会 長 質問がないようなので、資料の続きの説明を求める。

【事務局から説明】

- ○会 長 審査会の案件数を教えてほしい。個人情報保護と情報公開の案件では、どちらが多いのか。
- ○事務局 現在7件程度あり、概ね同じくらいの案件数である。
- ○会 長 審査会の審査手続に変更はあるのか。
- ○事務局 現在の運用から変更する点はない。
- ○会 長 それでは、追加の質問がないようなので、この議題は継続審議としたいがよ ろしいか。
- ○各委員 異議なし。
- ○会 長 続いて「議題2 その他」を議題とする。事務局からの説明を求める。

【事務局から報告】

○会 長 以上で本日の会議は閉会とする。